

「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業
要求水準書(案)に対する意見・質問の回答

No	意見・質問事項	頁	要求水準書(案)での対応部分					意見・質問内容	回答
			章	節	項				
1	予定敷地面積	2	1	3	1	(2)		「敷地面積は未定であるが…長野都市計画ごみ処理施設の面積(約7.6ha)の中に建設するものとする。」とありますが、敷地面積の決定時期をご教示願います。	募集要項の公表時に示します。
2	ユーティリティー	3	1	3	4			ユーティリティーの整備・確保に係る費用・負担金等申請に伴う費用は民間事業者が全て負担することになっていますが、現在までに貴組合にて、事前協議した内容について開示願います。	事前協議については、負担金等申請に伴う費用やその工事期間が長期にわたり必要となる電気を受電等に関して中部電力㈱長野支店及び長野電力センターと非公式な事前相談を行っております。その結果、買電と売電の受付窓口は長野支店法人営業グループが対応することになっております。今回の案件については、再生可能エネルギー発電設備の系統連携に係わる事前協議が必要と考えますが、正式な事前相談、接続検討、設備認定、電力販売申込及び受給契約・連携までを応募者において実施していただくこととなります。よって、これらに係わる検討費用、工事負担金等は全て応募者の負担とお考えください。
3	特別高圧線	3	1	3	4	(1)		特別高圧線の敷地境界までの敷設費用は連合殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	施工範囲内の受変電設備までの特別高圧線及びこれに係わる鉄塔等は、中部電力㈱により設計施工を行います。これに必要な費用は売電の配分により応募者の負担となります。詳細は、中部電力㈱にお問い合わせください。
4	井水の水質	3	1	3	4	(4)		プラント用水の井水使用に関しては添付資料4として提示頂ける予定となっておりますが、井水の水質を提示頂かないと使用の可否や使用範囲等の設計が行えないため、早期の提示をお願い致します。	ご意見として承ります。
5	ユーティリティ条件	3	1	3	4			「連合が事務所棟で使用するユーティリティ使用料について、別途精算される」とあります。これは基本料金及び従量料金の両方を使用量によって按分し、精算されるものと考えてよろしいでしょうか。	精算対象となるのは従量料金のみとなります。
6	年間処理量	4	1	4	1	(3)		平成30年度の年間処理量は103,349.8t/年ですが、当該年度は1ヶ月のみであるため、実質的な処理量は年間処理量を12で除した8,612.5t/年と考えてよろしいでしょうか。	年度末での変動が想定されるため、募集要項の公表時に示す長野市清掃センター月別搬入量を参考に検討してください。
7	計画ごみ質	5	1	4	1	(4)		図表1-3 低質ごみ、基準ごみで3成分が提示されていますが、水分、可燃分、灰分の合計が100.1になっています。合計が100になる3成分をご教示願います。	低質ごみの可燃分を30.7%、基準ごみの可燃分を43.2%としてください。
8	計画ごみ質	5	1	4	1	(4)		図表1-3 計画ごみ質の可燃分中の元素組成は高質・基準・低質ごみですべて同一ですが、ごみ質毎の値をご教示願います。	提示している元素組成は基準ごみのものです。高質及び低質については、提案によります。
9	搬出入車両	6	1	4	2	(5)		各搬出入車両の車両諸元(全長、全幅、全高、最少回転半径等)をご教示願います。	募集要項の公表時に示します。
10	図表1-6 搬出車両	7	1	4	2	(5)		搬出形態が応募者提案となっている搬出車両については、最大車両についても事業者提案と考えてよろしいでしょうか(最大40tとなっておりますが、本内容にとらわれないものと考えてよろしいでしょうか)。	ご理解のとおりです。計量機の仕様を車両に合わせて決定してください。
11	公害防止基準(排ガス)	7	1	4	3	(1)		図表1-7 排ガスの保証値は次のとおりと考えてよろしいでしょうか。 ①全て乾きベースの値 ②一酸化炭素は4時間平均値 ③ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物は1時間平均値	ご理解のとおりです。ただし、引渡性能試験においては、図表5-1「4排ガス」の試験方法によるものとしてください。
12	公害防止基準(騒音)	9	1	4	3	(3)		図表1-10 騒音の自主規制値の単位は、dB(A)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	公害防止基準(騒音)	9	1	4	3	(3)		敷地境界は、添付資料1 事業予定地の概要の1ページの赤枠部を示すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	設計・施工業務(高効率発電施設)	14	1	5	1	(1)	ア	「本施設は、交付金対象の高効率発電施設」とありますが、最大可能逆送電電力など発電設備について中部電力㈱様と事前に協議されている場合は、その協議内容をご教示願います。	当該事項については事前協議を行っていません。
15	費用負担(電気引き込み負担金)	14	1	5	1	(1)	イ	「ユーティリティ引き込みの負担金」とありますが、中部電力㈱様引込工事負担金をご教示願います。	応募者と中部電力㈱で協議し確認願います。
16	搬入管理業務	15	1	5	1	(2)	イ (7)	「持込者が特定できない処理不適合物は専用の設備に貯留すること。」と記述されています。想定されている設置場所と必要容量をご教示願います。また、専用の設備とはどのような設備を想定されているかご教示願います。	2tトラックによる搬出を想定しているので、寄り付けることが可能な場所にコンテナ等を設置してください。
17	搬入管理業務	15	1	5	1	(2)	イ (7)	処理不適合物専用の貯留設備は、既設に装備されているでしょうか。過去の実績値(年間の容量)があれば、ご教示願います。	既設施設においては処理対象物を持ち帰っていただくよう指導しており、貯留設備はありません。また、このことから過去における処理不適合物の年間容量を把握していません。

18	図表1-20 スラグ	17	1	5	1	(2)	イ	(イ)	「スラグ品質がJIS基準を満たさない場合は、運営事業者にて処理・処分すること。（ペナルティ対象）」とありますが、ペナルティについての考え方を教えてください。	募集要項の公表時に示します。
19	搬出管理業務	17	1	5	1	(2)	イ	(イ)	図表1-20「主灰及び焼却飛灰の合計発生量の1/2以上」とあります。この主灰及び焼却飛灰の発生量は、加湿水で変動する湿灰ではなく、加湿水で変動しない乾灰と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	搬出管理業務	17	1	5	1	(2)	イ	(イ)	図表1-20の中に「ただし、スラグ品質がJIS基準を満たさない場合は、運営事業者にて処理・処分すること。（ペナルティ対象）」と記載されていますが、ペナルティの具体的内容については、連合様の最終処分場では処分できず、事業者側で処理・処分するとの理解でよろしいでしょうか。	理立基準を満たすものについては連合処分場での受け入れは可能ですが、ペナルティ対象とします。ペナルティの詳細は、募集要項の公表時に示します。
21	ごみ処理手数料徴収代行業務	17	1	5	1	(2)	ウ		手数料の後納又は減免等について、民間事業者は伝票、帳票類を作成し、広域連合様及び長野市様へ提出することまでであり、手数料の集金と納入義務は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	洗車場への給湯	18	1	5	1	(2)	カ	(ア)	洗車場への給湯と記載がありますが、洗車用水の水温を規定したものと理解してよろしいでしょうか。またその温度はどの程度を考慮すればよろしいでしょうか。	温水による洗車を想定したものであり、温度は40℃程度を想定しています。
23	エネルギーの有効利用	18	1	5	1	(2)	カ		エネルギーの有効利用の優先順位が定められておりますが、場内での熱利用及び発電を優先し、外部熱供給は発電等よりも優先順位は低いとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	外部への熱供給	19	1	5	1	(2)	カ	(イ)	所定の発電及び所内熱利用…とありますが、「所定の発電」の所定とは何を示しているのか、ご教示願います。	18.5%の発電効率を満たす発電量のことを示しています。
25	余熱利用先の概要	19	1	5	1	(2)	カ	(イ)	余熱利用施設への熱供給が90℃、8.2GJ/hとあります。余熱利用施設への熱供給は①温水供給②循環流体への熱供給等いくつかの手法が考えられています。①であれば、元の水温度は何度で設計すればよろしいか ②であれば、温度差をご教示くださいますようお願いいたします。	②の方法を想定しています。温度差については、募集要項の公表時に示します。
26	その他運営に係る業務	19	1	5	1	(2)	ケ		清掃業務、保安警備業務などについて、連合殿が使用する事務所棟についても、運営事業者の業務範囲となるのか、連合殿自ら行われるのか、ご教示願います。	募集要項の公表時に示します。
27	地元との環境保全協定への対応	19	1	5	1	(3)			連合殿が地元と締結する環境保全協定の内容について、ご教示願います。また未締結の場合、現時点までの打合せ内容及び今後の見込みについて、ご教示願います。	環境保全協定は、現時点において未締結です。地元との協議については、本事業の事業契約が済んでから連合が主体となり工事請負事業者及びSPCとともに、工事着手までには締結する予定としています。
28	副生成物の処理	21	1	5	2	(3)	イ		スラグについては、発生時点では連合様に所有権があると理解していますが、このスラグの所有権は、どの時点をもって連合様から運営事業者へ移転されるのでしょうか。	スラグの所有権は移転されず連合に帰属します。運営事業者が提案した有効利用分については、運営事業者が連合に代わり売却し、その収入は運営事業者に帰属します。
29	運営費の支払い	22	1	5	2	(3)	カ		「運営費を運営期間にわたって四半期ごとに運営事業者を支払うものとする」とありますが、運営業務で発生した費用の立替期間が長くなることで、その分だけ金利が発生し、その結果、運営委託費の上昇に繋がります。つきましては、運営費は運営期間にわたり毎月支払うものとしていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
30	設計管理	24	2	2	1				「構造設計及び設備設計に際しては、担当者として構造設計一級建築士や設備設計一級建築士を配置すること。」とありますが、配置する人員は協力会社による人員でも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	設計管理 (管理技術者)	24	2	2	1				「実施設計にあたっては、管理技術者を選任する」、「管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする」とあります。施設全体の設計業務、管理及び統括を行うプラント設計技術者の下、建築設計業務を行う管理技術者を選任するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	責任設計・施工 (事業用地)	25	2	3	2				「現場工事については、(中略)原則として「1-3 事業予定地の概要」に示す事業用地内で行うこと」とあります。事業用地とは添付資料1 2ページの施工範囲(青実線)で囲まれた範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	予備品・消耗品	26	2	3	7				消耗品と同様に、予備品は1年分としてよろしいでしょうか。	予備品については、必要と思われる備品を必要な数量準備してください。
34	長野市清掃センターへの仮設搬入路計画	28	2	4	2				仮設搬入路の計画の記載がありますが、記載の他の方法を提案することは可能でしょうか。	提案は可能です。提案内容の採用可否については、応募者との対話時に確認ください。なお、仮設搬入路に関する条件は募集要項の公表時に改めて示します。
35	地中障害物	30	2	4	13				本工事の施工に当たり、障害となる地中障害物がある場合は、工事請負事業者の負担により適切に処分すること。但し、予見できない地中障害物については、発見された時点で協議を行うものとする。とありますが、現時点で予測される地中障害物があれば、ご教示願います。予測されるものがない場合には、予測できないものと考え、費用については、連合殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	現時点においては地中障害物は無いとさせていただきます。予見できない地中障害物については、発見された時点で協議を行うものとします。

36	地中障害物	30	2	4	13			地中障害物とは、P42 3-5-2解体工事で記載されている「敷地内の埋設配管・・・地中梁等」のことであり、添付資料20,21で提示されると考えてよろしいでしょうか。それ以外で想定されているものがありましたらご教示願います。	No.35をご確認ください。
37	配置に関する条件 (緑化率)	33	3	1	1			「全体での緑化率の算定においては、当該地の緑化割合を7割とすること」とありますが、緑化率の算定に当たり、敷地面積の他に規制となる「全体」の敷地について、その敷地の範囲、面積と緑地・建築物の範囲、面積をご教示願います。	緑化率の算定は、以下のとおりとさせていただきます。 ・緑化は、A焼却施設に係る建築物の建築面積を除いた施工範囲の20%以上とする。 ・北側の緩衝緑地については、5,000㎡以上を確保し、必要な植栽を施す。(緑化割合7割に拘る必要は無いとする。) また、敷地の範囲や面積等の詳細については、募集要項の公表時に示します。
38	駐車場使用料金	34	3	1	5			(注：運営事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、…別途連合定める駐車場仕様料金を連合に納付することが必要である。)とありますが、連合殿が定める駐車場使用料金について、ご教示願います。また、駐車場利用料金は運営費に含めないこととありますが、本意図をご教示願います。	駐車場使用料金については、現時点において未定です。 駐車場使用料金を本事業の運営費に含めないとする意図は、駐車場使用料金を連合としての別途収入とさせていただきます、SPCもしくは従業員が別途に負担する経費とするためです。
39	機能性に関する条件 (駐車場)	34	3	1	5			「(注：運営事業者の従業員…なお、駐車場使用料金については、運営費に含めないこと。)」とあります。連合に納付することが必要であるが運営費に含めないとは、どのように考えればよろしいでしょうか。	No.38をご確認ください。
40	駐車場工事	36	3	2	3	(2)		事務所棟用の駐車スペースは、普通自動車30台以上。となっていますが、本駐車場は来場者用の駐車場とは別途に更に30台連合殿使用として必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	煙突	38	3	3	3			煙突最上部に周辺が360°眺望できるテレビカメラを設置することとありますが、 ①別途ITVの仕様中に記載のある煙突出口のITVとは別と考えてよろしいでしょうか。 ②複数台のテレビカメラを設置して、360°の眺望を網羅できるようにするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	事務所棟	39	3	3	4			事務所棟の電気機械設備は非常用発電機負荷とすることとなっていますが、保安用に必要な設備のみとし、全てを非常用発電機負荷ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	事務所棟は、災害時の緊急避難場所と想定しているため、エレベーターを除く全ての電気機械設備とご理解ください。 なお、空調機器については全てを非常用発電機負荷とするのではなく、対象機器を募集要項の公表時に示します。
43	プラント施設の性能要件	44	4					「インプット仕様の【参考となる仕様】は、アウトプット仕様のレベルを示すための参考であり、アウトプット仕様の発揮が可能な場合は、【参考となる仕様】の代替提案を認める。」とあります。代替提案を認めるということは、代替提案が無い場合、【参考となる仕様】についての内容は要求水準として遵守すべき内容と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	計量データ処理・記録装置の仕様例	45	4	1	1		①	(参考となる仕様に記載) 計量データの修正・削除についてはデータのマスター管理を行っている計量データ計量棟内の端末のみで行える方がよいと考えます。 中央操作室での修正・削除作業は必須でしょうか。	計量データの修正・削除については、ご理解のとおりと考えます。 中央操作室での修正・削除作業は必須ではありません。
45	出口計量	46	4	1	1		③	(参考となる仕様に記載) 出口のごみ処理手数料徴収は無人で行えるものとする記載があるので、料金徴収機のようなものを想定されていると思いますが、料金徴収機には車両高ささまざまな車種の車両が来るのが想定され車両の降りずに行うと決めてしまうと料金の投入や伝票の受け取りのし易さが車両高さによって左右されることが予想され、逆にクレームになる可能性があります。 車両を降りずに清算が行えることは必須でしょうか。	「ごみ処理手数料徴収は、無人で行えるものとする」は、【変更できない仕様】になりますが、「ごみ処理手数料支払い及び計量伝票、領収書の授受が車両から降りることなく行うことができる」は、【参考となる仕様】になります。 【参考となる仕様】では、料金の支払いが滞りなくスムーズに行われることを条件に想定した仕様になりますので、これに代わる提案があれば受け付けます。
46	立ち上げ及び立ち下げ	52	4	1	3	(1)	⑤	「自動的に立ち上げ及び立ち下げが行えること」と記載がありますが、【参考となる仕様】に記載の「助燃装置等の仕様例」にある、「立ち上げ・立ち下げにあつては自動燃焼制御装置により昇温・降温の自動運転を行うものとする」と同意と解釈してよろしいでしょうか。	助燃装置の仕様は自動立ち上げ及び立ち下げの一部であり、【変更できない仕様】が満足できることと同義ではありません。
47	風道の仕様例	53	4	1	3	(1)	⑦	(参考となる仕様に記載) 風道のエキスパンションに”インナーガイド付き”とありますが、ダストが混在しない空気ダクトにはインナーガイドは不要と考えますが、いかがでしょうか。	全てにおいてインナーガイドを必要とするものではありませんが、矩形となるもの、口径が大きなもの等については、必要に応じインナーガイド付きエキスパンションを設置してください。
48	集じん装置の仕様例	53	4	1	3	(2)	①	(参考となる仕様に記載) ろ布の交換を容易に行う目的として「交換用アームリフト等を設置する」と記載がありますが、交換に必要な場合には設置しないことをご了解頂けますでしょうか。	交換作業時に不要であれば、設置する必要はありません。
49	ボイラードラム保有水量について	56	4	1	3	(3)		ボイラードラム容量は事業者の実績に基づき決定としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	液面計について	56	4	1	3	(3)		「液面計は二色式水面計及び透視式水面計を取り付ける。」との記載がありますが、二色式水面計及び透視式水面計に替えてガラス式水面計よりもメンテナンス性に優れたマグネット式水面計の採用は可能でしょうか。	視認性において同等以上であれば、要求水準書(案)に代わる提案を受け付けます。

51	ボイラ本体の仕様例	56	4	1	3	(3)	②	(参考となる仕様に記載) ボイラ本体の仕様例として”液面計及び圧力計はITVによって中央操作室にて常時監視できる”とあります。蒸気圧力についてはボイラドラム及び過熱蒸気の2か所を圧力検出しDCSに取り込んでいることで二重管理と考えますので、圧力計のITVは非設置としてよろしいでしょうか。 なお圧力計のITV監視は一般的ではありません。	圧力計のITV監視は、計器による直接測定を複数行う等、重層的に監視を行うことが出来れば、要求水準書(案)に代わる提案を受け付けます。
52	ボイラ給水ポンプの仕様例	57	4	1	3	(3)	②	(参考となる仕様に記載) ボイラ給水ポンプの設置台数を1缶当たり2台と記載されていますが、運営面から考えても3台+共通予備1台での運用が合理的と考えます。 台数は事業者側からの提案とさせていただきますのでよろしいでしょうか。	ボイラ給水の不良は重大事故につながるため、予備を含めて1缶当たり2台としたものであり、共通予備についても3缶分のバックアップが可能な能力でなければ認められません。
53	低圧蒸気復水器の仕様例	57	4	1	3	(3)	②	(参考となる仕様に記載) 低圧蒸気復水器の主要材質としてステンレス鋼または亜鉛メッキ処理材とありますが、この場合の主要材質とはどの部位を指すのでしょうか。 フィンや伝熱管についてはステンレス鋼や亜鉛メッキ処理材を使うのは性能面から一般的ではありません(ステンレス鋼の伝熱管は伝熱係数が悪くなるため、消費動力が大きくなります。)	主要材質は構成材、架台等を想定しております。フィンや伝熱管については、熱伝導性や耐食性に優れた他の材料の使用を認めます。
54	場内で必要な熱利用が行えること	60	4	2	1		①	変更できない仕様として、「場内での給湯利用を行うこと。」とありますが、全炉停止などを考慮すると、電気式の給湯設備のほうが好ましいと考えます。回収熱を直接給湯するのではなく、電気に変換後給湯利用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。
55	ITV装置の仕様例	63	4	3	1		①	(参考となる仕様に記載) 中央操作室に14台以上のモニターを設置するように記載していますが、これについては大画面の分割表示等事業者側からの提案とさせていただきますのでよろしいでしょうか。	焼却及び溶融の処理状況を確認するモニターは個別とし、その他については提案内容により大画面分割を認めます。
56	給水機能	67	4	3	2		①	変更できない仕様として、「高置水槽は、停電時に施設を安全に停止できるまでの間必要な機器冷却水等の供給が可能な容量とすること」とありますが、冷却水ポンプを非常用発電機負荷とすることで、高置水槽を採用しないフローとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。 なお、高置水槽の容量等の考え方については、募集要項の公表時に示します。
57	排水処理機能	68	4	3	3		①	変更できない仕様として、「処理対象とする排水は、プラント排水、ごみピット排水、洗車排水等とすること」とありますが、洗車排水は油水分離後直接下水道放流も可能と考えますが、直接下水道放流してもよろしいでしょうか。	それぞれの排水について、適切な処理を行って下水道放流基準を満足させてください。
58	見学対象箇所	74	4	5	1			目視が困難な見学箇所は、モニター等の映像を使用した見学を計画してよろしいでしょうか。	見学者の動線については、要求水準書(案)に示した箇所を周回できるものとしてください。
59	受付業務	89	6	3	1			ごみ受け入れ時間帯が提示されていますが、昼休みには受け入れはないものと考えてよろしいでしょうか。	長野市清掃センターの資源化施設への搬入が想定されるため、現在の長野市での受け入れ時間と同等とし、昼休みには受け入れないこととします。
60	人員等	91	6	4	1	(6)		「運営事業者は…雇用または出資企業からの出向にて確保し」とありますが、運営事業者(SPC)は、出資企業(運営業務を担当する企業)へ運営委託業務を再委託する関係上、役員等を除く人員は必ずしも運営事業者の社員である必要はないと考えます。ご指示通りのスキームの場合、運営事業におけるリスクヘッジ(SPCの倒産隔離など)上不利になるとともに、経済面からも望ましくないと思われます。本条件の削除のご検討をお願いいたします。	ご意見として承ります。
61	人員等	91	6	4	1	(6)		「運営事業者は、～人員を雇用又は出資企業からの出向にて確保し、～」とありますが、運営管理業務を構成員や協力会社、地元企業に業務委託することが可能な場合は、人員の身分は在籍している会社のままでよいと考えてよろしいでしょうか。	在籍のままで出向することは差し支えありません。
62	人員等	92	6	4	1	(6)		図表6-3 運転管理等必要資格(参考)に第1種電気主任技術者とあります。必要資格として問題無ければ、第2種電気主任技術者としてよろしいでしょうか。	第2種電気主任技術者で問題ないと考えます。その他の必要資格者についても、提案された設備等に基づき必要な資格者を配置することとしてください。
63	副生成物の有効利用	99	6	7				「基準未達の副生成物の処理、処分は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと(ペナルティ対象)」とありますが、ペナルティの詳細をご教示ください。また、これは図表1-20に示されるスラグ以外の副生成物も対象となると考えてよろしいでしょうか。	ペナルティの詳細は、募集要項の公表時に示します。要求水準書(案)に示された副生成物の外部資源化や有効利用の未達は、ペナルティの対象になります。
64	副生成物の有効利用及び外部資源化に係る要件	99	6	7				「基準未達の副生成物の処理、処分は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと(ペナルティ対象)」とあります。基準未達の原因が、善良なる管理者の注意義務を持って排除できないごみ由来に起因するなど、事業者側でコントロールできないものはこの限りでないと考えてよろしいでしょうか。	公害防止基準に記載した基準未達の場合はペナルティの対象となります。なお、運営事業者の帰責によるものでないことを立証した場合には、この限りでないものとします。
65	添付資料							添付資料の1,2,3,11は開示して頂いておりますが、その他の添付資料(4-24まで、除く11)の開示をお願いします。	ご意見として承ります。
66	添付資料							要求水準書(案)に記載のある添付資料の中で、未公表の添付資料は、可能な限り早く開示いただけるようお願いします。	ご意見として承ります。